

福井県報

第 252 号
令和 5 年
6 月 20 日(火)
火曜日発行

目次

告 示

- 農業振興地域の区域の変更(二七三・中山間農業・畜産課)……………一
- 福井県知事管理漁獲可能量の設定(二七四・水産課)……………一
- 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可(二七五・二七六・同)……………二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(二七七・森づくり課)……………四
- 道路の供用の開始(二七八・道路保全課)……………四

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(文化課)……………五
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課)……………七
- 公共測量の終了(土木管理課)……………八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(道路保全課)……………八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(警察本部会計課)……………八

労働委員会公告

- 福井県労働委員会あつせん員候補者の氏名等……………八

正 誤

- 令和五年四月十一日福井海区漁業調整委員会指示(漁業法第二百二十条第一項の規定に基づく指示)……………九

告 示

福井県告示第273号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、若狭町に係る若狭町農業振興地域を変更したので、同条第2項の規定において準用する第6条第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

1 変更後の農業振興地域は次の図のとおりである。
(「次の図」は省略し、福井県農林水産部中山間農業・畜産課において縦覧に供する。)

福井県告示第274号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、まさは、ごまさはおよびずわいかしの令和5管理年度(令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。)知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

第1 まさは対馬暖流系群およびごまさは東シナ海系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県沿岸漁業	現行水準

第2 ずわいかしに日本海系群A海域

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県ずわいかしに漁業	220

福井県告示第275号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権者の名称および住所

竹田川漁業協同組合

福井県坂井市山竹田 1 1 9 - 3

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

遊漁の承認および遊漁料の納付義務

漁具・漁法の制限

遊漁料の額および納付方法

竹田川漁業協同組合 内共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

第2条：遊漁の承認及び遊漁料の納付義務、第3条：漁具・漁法の制限、第5条：遊漁料の額及び納付方法

変更後

変更前

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網、脇投網による遊漁の場合には、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条

(表中「あゆ」竿釣欄)

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣（友釣、毛針釣、空かけづり、 <u>ルアー</u> ）	竿の長さ10m以内

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条

2 (2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店 付表1

N o. 1 ~ 1 5 略

N o. 1 6 フイッシャーズ福井店 福井市高柳2丁目623

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条

(表中「あゆ」竿釣欄)

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣（友釣、毛針釣、空かけづり）	竿の長さ10m以内

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条

2 (2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店 付表1

N o. 1 ~ 1 5 略

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和5年6月20日

福井県告示第276号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所
日野川漁業協同組合
福井県越前市松森町33-5-4
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号
- 3 変更の内容
遊漁料の額および納付方法

日野川漁業協同組合 内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則
第6条 遊漁料の額及び納付方法

変更後

変更前

(遊漁料の額及び納付方法)
第6条 2 略

(遊漁料の額及び納付方法)
第6条 2 略

(3) 日野川漁業協同組合が委託した遊漁承認証取扱店

(3) 日野川漁業協同組合が委託した遊漁承認証取扱店

店名	住所
今治店	南越前町今庄109-1
高嶋店	南越前町橋立17-9
高橋店	南越前町大門28-43
谷清店	南越前町燧34-2
ファミリーマート 今庄店	南越前町今庄55-47
ファミリーマート オクダ	越前市上大田町29-15-1
ファミリーマート 南条店	南越前町東大道36-105-1
今庄365温泉 やすらぎ	南越前町板取85-6
ファミリーマート ツジノ武生店	越前市三ツ口町139
明石釣具店	鯖江市長泉寺町1-3-9
小林釣具	鯖江市三六町2-1-5
上州屋 新福井店	福井市開発4-311
ファミリーマート 福井店	福井市高柳2-623

店名	住所
今治店	南越前町今庄109-1
高嶋店	南越前町橋立17-9
高橋店	南越前町大門28-43
谷清店	南越前町燧34-2
ファミリーマート 今庄店	南越前町今庄55-47
ファミリーマート オクダ	越前市上大田町29-15-1
ファミリーマート 南条店	南越前町東大道36-105-1
今庄365温泉 やすらぎ	南越前町板取85-6
ファミリーマート ツジノ武生店	越前市三ツ口町139
明石釣具店	鯖江市長泉寺町1-3-9
小林釣具	鯖江市三六町2-1-5
上州屋 新福井店	福井市開発4-311
ファミリーマート 福井店	福井市高柳2-623

Fishing Shop	フナヤ	福井市二の宮2-27-9
フイッシング	ポイント	福井市八ッ島町31-601
魚流		敦賀市舞崎町6-29
上州屋	新敦賀店	敦賀市木崎12-6-1
越前フイッシングセンター		福井市三郎丸3-1105
好好庵		南越前町東大道12-16-15

Fishing Shop	フナヤ	福井市二の宮2-27-9
フイッシング	ポイント	福井市八ッ島町31-601
魚流		敦賀市舞崎町6-29
上州屋	新敦賀店	敦賀市木崎12-6-1
越前フイッシングセンター		福井市三郎丸3-1105

4 変更後の遊漁規則の施行日
令和5年6月20日

福井県告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝山市北谷町谷117字ゴミ池3の1、3の2、3の5、6、10
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
北谷町谷117字ゴミ池3の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第278号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の

とおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和5年6月20日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	清水美山線	福井市大土呂町23字二枚田11番から福井市半田町19字下遠屋111番まで	令和5年6月24日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称および数量

福井県立音楽堂大ホール照明設備修繕業務 一式

(2) 業務の様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 現場作業期間中も公演を行うことから、障害発生時に約1時間半以内に対応できる営業所もしくは出張所があること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

電話 0776-20-0582

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）に必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和5年6月20日（火）9時から令和5年7月20日（木）17時まで

- (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

申請書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

次の提出先に持参または郵送すること。

ただし、郵送する場合は、配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること（提出期間内に必着）。

（提出先）

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

- (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

- (2) 入札書の提出期間

令和5年8月1日（火）8時30分から令和5年8月2日（水）17時まで

- (3) 開札日時

令和5年8月3日（木）10時00分

- (4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

電話 0776-20-0582

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

- (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

電話 0776-20-0582

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Fukui Prefectural Music Hall Large Hall lighting equipment repair. 1 set

(2) Date, Time of Bidding

10:00 A.M. August 3, 2023(Time-limit for the submission of tenders 17:00 P.M.

August 2, 2023)

(3) Deadline for delivery

March 31, 2024

(4) The place for delivery and contact point for the notice

Fukui Prefectural Exchange & Culture Department Culture Division 3-17-1, Ote,

Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.

TEL 0776-20-0582

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ニトリ敦賀店

福井県敦賀市中央町二丁目1803番1外9筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年2月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4, 110㎡

6 駐車場の収容台数 74台

7 駐輪場の収容台数 24台

8 荷さばき施設の面積 50㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量 29. 17㎡

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出のあった日

令和5年6月6日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 17 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和5年6月5日に福井県農林水産部森づくり課より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井県農林水産部森づくり課
- 2 作業の種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 3 作業の期間
令和4年10月24日から令和5年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県南越前町、おおい町

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
除雪ドーザ（18t級）1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部道路保全課
福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月5日
- 4 落札者の名称および住所
コアツサービスエース株式会社
福井市主計中町第13号7番地
- 5 契約金額

令和5年6月20日（火）

福井県報第252号

41,800,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年4月20日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年6月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称
自動車保管場所管理システム構築および機器賃貸借・保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月1日
- 4 落札者の名称および住所
N T T ・ T C R i n s株式会社北陸支店福井営業所
福井県福井市大手3丁目3番1号
- 5 落札金額
98,168,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年4月18日

労働委員会公告

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条および労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、福井県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和5年6月20日

福井県労働委員会
会長 井上 毅

氏名	現職等
井上 毅	弁護士
川村 一司	弁護士
清水 泰幸	福井大学教育学部准教授
小池 麻里子	弁護士
竹内 順子	司法書士法人 i s t 代表
矢野 義和	日本労働組合総連合会福井県連合会会長
林 憲治	U Aゼンセン福井県支部長
橋岡 克典	日本労働組合総連合会福井県連合会事務局長
米谷 寿光	アインソン福井労働組合執行委員長
角田 智子	日本郵政グループ労働組合北陸地方本部執行委員
田村 毅	敦賀海陸運輸株式会社常務取締役
坂川 嘉治	フクイボウ株式会社取締役顧問
清水 則明	ラニイ福井貨物株式会社代表取締役会長
中村 直樹	アインテック株式会社顧問
山埜 浩嗣	福井県経営者協会専務理事

正 誤

令和5年4月11日福井海区漁業調整委員会指示（漁業法第二百十条第一項の規定に基づき指示）

ページ	段 行	誤	正
31	1 5、6	福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用し て行う場合は、第1の1を 除きこの限りでない。	福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用し て行う場合は、この限りで ない。

令和五年六月二十日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県